

特記仕様書

工事名 令和2年度庄内下水処理場水処理施設表面保護工事
工事場所 豊中市大島町3丁目9番1号 庄内下水処理場
工期 契約締結の日から令和3年2月26日

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、『令和2年度庄内下水処理場水処理施設表面保護工事』（以下、本工事という。）に適用する。

第2条 優先順位

本工事を施工するにあたり適用する特記仕様書等の優先順位は、次のとおりとする。

- ① 設計図書【図面・金抜設計書・数量計算書・特記仕様書（以下、本仕様書という。）】
- ② 大阪府土木工事請負必携（以下、必携という。）
- ③ その他、本局監督職員（以下、監督職員という。）の指示事項

第3条 施工方法等

（任意工種について）

本工事では、足場支保工・小車運搬・濁水処理工については、任意とし、施工方法等工事目的を達成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

任意の各工種については、設計図書として定めている『金抜設計書』に記載されている『建設機械等の機種名称・規格等』及び『各々の工種ごとに設定した工法』は、本特記仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとする。

また、任意の各工種の『数量欄』に『数量』を記載しているが、この特記仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとし、原則として設計変更の対象とならない。

（断面修復工（吹付工法）について）

別紙、【断面修復工 吹付工法】特記仕様書による。

（表面保護工について）

別紙、【表面保護工】特記仕様書による。

（機械式継手工について）

別紙、【機械式継手工】特記仕様書による。

第4条 工事カルテ作成、登録

工事カルテ（受領書の写し）の提出において、変更時と完成時の間が10日間に満た

ない場合は、監督職員と協議の上、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、（財）日本建設情報総合センターの連絡先は、下記のとおりである。

住所：大阪市中央区内平野町2-1-9 シグナスビル6階

電話：06-6949-3052

第5条 工事現場発生品

本工事の施工により発生する現場発生品（撤去品）をスクラップ処理する場合は、処理にかかる諸手続き等、関係法令を遵守し、受注者の責任において、適切に処理しなければならない。

処理先は、必要な許可を有するものとし、その証明書の写しと処分量を明記した証明書（伝票、受入証明書等）を提出しなければならない。

第6条 建設副産物

（特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適切な措置）

1. 本工事が『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）』（以下『建設リサイクル法』という。）に該当する場合は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は『建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）』に定めた様式1 再生資源利用計画書（実施書）及び様式2（再資源利用促進計画書（実施書））と兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

（適正処理）

1. 受注者は、産業廃棄物の適正処理を行うため、処理計画書を作成し、施工計画書に添付しなければならない。なお、処理計画書に記載する事項は、下記のとおりとする。
 - （1）建設廃棄物処理責任者名
 - （2）建設廃棄物の種類・発生量とその区分、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等
 - （3）再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等
 - （4）委託処理

- ・収集運搬業者（積替・保管を含む）の許可番号、事業の範囲、許可制限等
- ・中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- ・処分施設の現地確認方法

(5) 添付書類

- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・収集運搬業者、処理業者の許可書の写し

2. 受注者は、マニフェストシステムにより建設廃棄物の処理過程を適正に管理しなければならない。また、マニフェスト伝票を適正に管理し、5年間保存しなければならない。さらに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、検査時等において監督職員等からの請求があった場合は、その原本を提示しなければならない。

排出業者（受注者）が建設廃棄物の処理に電子マニフェストを利用して管理する場合、検査時及び監督職員等から請求があった場合は、その原本を提示しなければならない。

(1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体

加入者（排出業者：受注者）に対して電子マニフェスト情報を情報処理センターが抽出し磁気媒体（CD-R）に収録して提供したものを、電子マニフェスト利用証明として（処理実績証明）提示するとともに一覧表を提出する。なお、磁気媒体には証明シールが貼付されていること。

(2) 受渡し確認表

加入者（排出業者：受注者）が、電子マニフェストシステム（JWNET）により産業廃棄物の実績処理（マニフェスト情報）から受渡し確認表を提示し、一覧表を提出すること。

(建設廃棄物の搬出)

本工事の施工により発生する建設廃棄物については、関係法令に基づき再生資源化施設等に適正に搬出するものとする。

なお、搬出条件は、下記表を見込んでいるが、やむを得ない事情が生じた場合は設計変更することがある。

建設廃棄物	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート (無筋)	森山建設工業㈱ 豊中リサイクル工場	豊中市原田中町 1丁目225番1	日曜・祝日を除く 7:30~17:00

※上記については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

工事発注後に条件明示にない建設廃棄物が発生し、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

受入側の都合により処分先を変更する場合は、事前に監督職員の指示に従うこととし、設計変更の対象とする。

また、受注者の都合により変更する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし処分費が前設計と比較して減額になる場合は、設計変更の対象とする。ただし、増額になる場合は、設計変更の対象としない。

第7条 工事中の安全確保

(工法変更等への対応)

1. 構造物等の施工において湧水、その他の障害のため通常の工法では、初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
2. 工事中における民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(近接施工)

1. 受注者の責により施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置を講じ、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
2. 受注者は、同時期施工の工事受注者と常に工程等について相互連絡、調整を密に行い、トラブルにならないよう細心の注意を図ること。

(安全・訓練等)

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令・通達・指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等の実施状況

安全・訓練等の実施状況をビデオ等または、工事打合せ簿に記録し、報告するものとする。

第8条 交通安全管理

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、関係

機関、監督職員と打合せを行い実施するものとする。なお、打合せの結果または条件変更の結果、特別な保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし、設計変更対象とする。

(交通誘導員の配置について)

交通誘導員の配置については、水処理棟内での工事のため計上していないが、関係機関との結果、または、条件変更等に伴い配置が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第9条 建設業退職金共済制度

受注者は、『建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項（以下『暫定指導事項』という。）』を遵守しなければならない。

(下請業者の建設業退職金共済制度への加入促進等)

1. 受注者は、暫定指導事項に基づき下請業者に対する指導・監督を通じて、本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るものとする。
2. 工事に従事する労働者本人が、雇用主である下請業者の本制度への加入状況を確認できるよう、『施工体系図』等を活用して加入・未加入の印（しるし）を表示すること。

第10条 工期設定

本工事の工期は、作業期間内の日曜日、祝日、年末年始休暇及び全土曜日を、見込んでいる。

第11条 施工時間の変更

(施工時間)

施工時間は、昼間施工とするが、関係機関との協議の結果、変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第12条 不当介入に対する報告・届出等

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本局（下水道施設課長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という）を行うこと。
- (2) 報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、本局に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出ること。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・

届出書を提出できない場合は、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告・届出書により報告し及び届け出ること。

- (3) 受注者は下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導すること。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

第13条 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について

1. 豊中市暴力団排除条例の施行（平成25年10月1日）に伴い、受注者は契約金額が500万円以上となる時、元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。
2. 元請負人の誓約書は、一般競争入札案件については事後審査の段階で公告に示す日時までに、一般競争入札案件以外については契約書とあわせて提出すること。
3. 下請負人等の誓約書は、下請負人契約等を締結する際に元請負人を通じて提出すること。

第14条 工事完成図書の納品

受注者は、工事完成後速やかに完成図書として以下の資料を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 完成原図（マイラー A1サイズ）・・・・・・1部
- (2) 完成原図（第2原図 A3サイズ）・・・・・・1部
- (3) 完成CAD・PDFデータ・・・・・・・・・・・・3部
- (4) 中折れ製本完成図（A1・3サイズ）・・・・各3部
- (5) その他監督職員の指示するもの。

第15条 主任技術者または監理技術者の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着工するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

第16条 関係法令の遵守

受注者は、工事施工にあたり、関係法令規制等を遵守するとともに、必要な関係官公署その他に対する諸手続きを迅速に処理しなければならない。

なお、諸法令の適用及び運用は、受注者の責任において行わなければならない。

第17条 疑義事項

その他、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第18条 設計に関する事項

(積算開始日) 令和2年4月1日

(共通仮設費率・現場管理費率) 下水道(3)で算出。

(共通仮設費率・現場管理費率補正) 地域補正市街地(DID補正)(2)で算出。

(契約保障に係る一般管理費等率補正) 金銭的保証を必要とする場合で、補正。

(見積単価) モルタル充填継手・濁水処理設備で採用。

採用金額は、モルタル充填継手 1,330円/箇所 濁水処理設備 3,651,600円/1式
(使用公刊単価) 4月号及び春号を採用。その他、令和2年度資材調査単価(大阪府都市整備部)も使用している。

断面修復工 吹付工法 特記仕様書 (別紙)

1. 超高圧洗浄

- (1) コンクリート劣化部の除去方法については任意とするが、積算上は超高圧洗浄による除去（コンクリート中性化層 55mm）を計上している。なお、設計・施工条件等に変更がない限り請負代金の変更は原則として行わない。
- (2) 作業により発生した洗浄水および除去コンクリートなどの廃棄物は、ドレーン管へ排出せず、別途処分すること。（洗浄は処理水での実施を想定。）

2. 断面修復工 吹付工法

- (1) 前条の中性化層除去作業を行った後、有害なひび割れ等の調査を行ったうえ報告書を作成し、監督職員と協議の上、適正な補修方法で補修しなければならない。なお、前条の過施工で設計数量より増加した断面修復費用は設計変更協議対象とする。
- (2) 中性化層を除去した後、鉄筋が露出している箇所については、発錆程度に応じた適切な方法によって鉄筋の表面処理を行い、適切な防錆剤を選定・塗布して、防錆処理を施すこと。
- (3) 断面の修復に使用するポリマーセメントモルタルは下表に示す品質規格を満足しなければならない。また、適切に品質試験及び施工現場での強度発現の確認を行うこと。

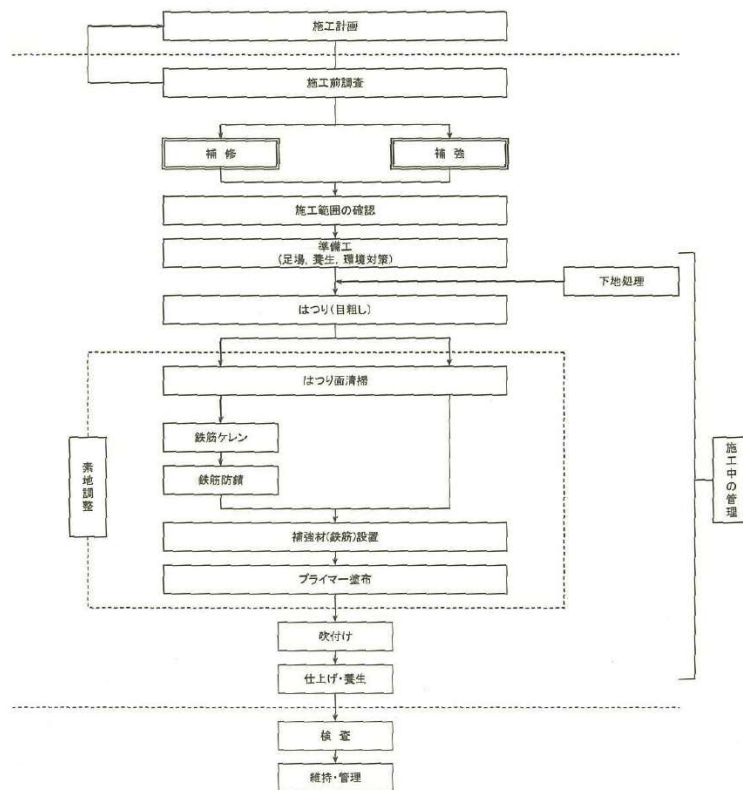
項目	品質	
曲げ強度	材齢 3 日	3.0N/mm ² 以上
	材齢 28 日	7.0N/mm ² 以上
圧縮強度	材齢 3 日	25N/mm ² 以上
	材齢 28 日	45N/mm ² 以上
接着性	材齢 28 日	1.5N/mm ² 以上
長さ変化率	材齢 28 日	-0.1% 以上

- (4) 吹付けコンクリートの配合は、要求される力学的性能および耐久性を考慮し、適切に定めること。
- (5) 施工に先立ち、対象構造物の現状や施工条件等を把握するための施工前調査を行い、施工に必要な資料を得て、仮設計画、はつり・素地調整計画、吹付け施工計画、環境保全計画を立案すること。
- (6) 吹付作業にあたっては、設計厚が確保できるよう適切に施工を行うこと。
- (7) 施工現場には、各工程における作業内容および使用材料に関する十分な知識を有する技術者を置き、吹付作業は熟練した作業員（ノズルマン）が行うこと。

と。

- (8) 施工にあたっては、粉塵やはね返り材等が人体に悪影響を及ぼさないように、防護マスク、防護眼鏡等、適切な安全対策を講じること。
- (9) 吹付コンクリートの表面は、所定の吹付厚さおよび平坦性が得られるように適切に仕上げること。また、吹付後の所定の期間中に急激な温度変化や乾燥を受けないように十分な養生を行うこと。
- (10) 吹付工法と他工法を併用する箇所については、両工法の組合せにより補修・補強に要求される性能が得られるように、両工法の施工に配慮すること。
- (11) 吹付施工したコンクリートおよび補修された構造物が所要の性能を確保していることを、あらかじめ合理的かつ経済的な検査計画を定めた上で、これに基づいて工事の各段階で適切に検査すること。

3. 参考フロー



表面保護工 特記仕様書 (別紙)

1. 概要

断面修復工の後、表面に高分子系浸透性防水材を塗布し、中性化抑制を図るものである。

2. 下地処理

- (1) 下地のコンクリートに汚れやエフロレッセンスがある場合は、ケレンなどで除去すること。
- (2) 塗布面にジャンカ（豆板）や欠けなどがある場合、ポリマーセメント系断面修復材により、断面修復工を行うこと。エポキシ系断面修復材・パテ等は、付着性や浸透性を阻害するため、使用を避けること。
- (3) 0.2mm以上の幅のクラックに対しては、セメント系注入材によるひび割れ注入工を実施した後に、塗布を行うこと。
- (4) 早期の塗膜形成のため、表面が乾燥していると視認できる状況のもとで施工を行うこと。（通常 表面水分含水率 8%以下）。下地が濡れている場合は、ブロアーなどで強制乾燥させるなどの措置を行うこと。

3. 施工

- (1) 規定塗布量は $0.25 \text{ kg/m}^2 \sim 0.3 \text{ kg/m}^2$ である。積算上は 0.2625 kg/m^2 として計上している。なお、設計・施工条件等に変更がない限り請負代金の変更は原則として行わない。
- (2) 高分子系浸透性防水材の塗布方法については任意とするが、積算上はローラー・刷毛による2回塗りとして計上している。なお、設計・施工条件等に変更がない限り請負代金の変更は原則として行わない。ローラーを使用する場合は、幅 15cm 以下のローラーを使用すること。
- (3) 高分子系浸透性防水材は、製造業者の指示する保管・使用方法を遵守し、適切に管理すること。
- (4) 気温が 5°C 以下や雨天時、湿度が非常に高い場合（90%以上）の施工は、避けること。
- (5) 塗膜・含浸複合タイプの薄膜塗料のため、膜厚計での計測が出来ないため、出来高管理は塗布量で行うこと。
- (6) 塗布面に対する吹付距離は 20～30cm 程度とすること。

機械式継手工 特記仕様書 (別紙)

- (1) 機械式継手の施工要領は、(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書(ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事)」によること。
- (2) 施工に先立ち、対象構造物の現状や施工条件等を把握するための施工前調査を行い、施工に必要な資料を得て、工期短縮や品質確保が図れるように、合理的な仮設計画、施工計画等を立案すること。
- (3) 既設鉄筋の腐食状況等を確認し、適切な機械式継手を選定すること。積算上はモルタル充てん継手を計上している。
- (4) 製造業者の指示する施工要領書に従って施工を行うこと。
- (5) 施工現場には、各工程における作業内容および使用材料に関する十分な知識を有する技術者を置き、作業は継手製造業者の技術講習を受け、作業資格者として認められたものを行うこと。
- (6) 継手管理技士により、継手の施工要領書の作成を行うこと。
- (7) 継手の施工前試験は、日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書(ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事)」によること。
- (8) 鉄筋継手部の検査は、下表の通りとする。

鉄筋継手工法	検査の種類	試験方法
機械式継手	外観検査	目視又は計測
	超音波測定検査	JRIS 0003:2008
	引張試験による検査	JIS Z 2241:2011